

令和6年度

神河町看護師修学資金貸与制度のしおり

(公立神崎総合病院)



神 河 町

制度の概要

神河町看護師修学資金貸与制度は、将来、公立神崎総合病院の看護師として従事しようとする看護学生に対して、神河町が修学金を貸与する制度です。

貸与を受けた看護学生が、看護学校等を卒業し、看護師免許を取得後、直ちに公立神崎総合病院で貸与した期間（貸与した期間が3年未満の場合は、3年間）勤務した場合、修学資金の返還が免除されます。

（1）貸与対象者

次の3つの条件を満たす必要があります。

- ① 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第21条第1号に規定する大学、同条第2号に規定する学校及び同条第3号に規定する看護師養成所(以下「養成施設」という。)に在学していること。(通信制及び高等学校の高校課程を除く。)
- ② 前号養成施設卒業後、看護師免許を取得し、直ちに看護師として公立神崎総合病院に勤務する意思を有していること。
- ③ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号に該当しないこと。

（2）貸与人員

令和6年度については、2名以内です。

（3）貸与額

正規の就学期間 50,000円/月

（4）貸与する期間及び貸与方法

- ① 貸与期間は、貸与決定の月から学校を卒業するまでです。(最長4年間)
- ② 修学資金は、毎月貸与します。(口座振替の方法によって貸与します。)
※貸与金は、令和5年4月分から貸与します。
したがって、貸与期間の始期も同月となります。

（5）貸与者の決定

申請書類及び面接による審査により貸与者を決定し、その結果を申請者に文書で通知します。

面接の詳細は、申請者あて別途通知します。

（6）貸与者の休止

修学生が休学、停学、進級できなかつたときは、休学の日、停学の処分を受けた日、進級できなかつた事実のあつた日の属する月の翌月から復学した日又は進級の決定を受けた日の属する月まで、修学資金の貸与は行いません。

(7) 貸与契約の解除

修学生が次の事項のいずれかに該当することとなった場合は、修学資金の貸与契約を解除します。

- ① 退学したとき。
- ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- ③ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- ④ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- ⑤ 死亡したとき。
- ⑥ その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

※ 修学資金の貸与が解除された場合には、修学資金の返還が必要となります。ただし、修学生が死亡、災害、疾病、負傷等その他やむを得ない事由により修学資金を返還できないと神河町長が認める場合には、修学資金の返還債務の履行が猶予される場合があります。

修学資金の返還免除について

貸与期間終了後、修学生が次の(1)、(2)のいずれかに該当する場合には、修学資金の返還債務が免除になります。

(1) 業務従事期間の満了による場合【全額免除】

- ① 看護師養成施設を卒業後、公立神崎総合病院において、貸与を受けた期間（貸与期間が3年未満の場合は、3年間）看護師の業務に従事すること。

(2) 業務の継続が困難であると認められる場合【全額免除】

公立神崎総合病院において看護師の業務に従事する期間中に、業務上の理由により死亡したとき、また、業務に起因する心身の故障のために業務を継続することができなくなったときは、修学資金の返還の債務が免除されます。

返還免除要件を満たし、返還免除を受けようとする場合は、速やかに修学資金返還免除申請書及び関係書類を提出する必要があります。

返還の猶予について

返還免除要件に該当しないかぎり、修学資金を返還する必要がありますが、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合は、必要な手続きを行えば、当該事由が継続している期間、修学資金の返還債務を猶予することができます。

修学資金の返還について

返還免除・猶予の要件に該当しない場合は、貸与を受けた修学資金の全額を返還しなければなりません。

(1) 返還しなければならない場合

- ① 修学資金の貸与契約が解除されたとき。
- ② 業務外の事由により死亡したとき。(申請により、返還債務が免除又は猶予される場合があります。)
- ③ 看護師養成所卒業後、看護師免許を取得し、直ちに公立神崎総合病院に勤務しなかったとき。
- ④ 公立神崎総合病院で看護師として勤務した期間が、貸与した期間(貸与期間が3年未満の場合は、3年間)に満たなかったとき。

(2) 返還額

- ① 公立神崎総合病院に勤務することがなかった場合は、返還額は、貸与を受けた修学資金の全額です。
- ② 公立神崎総合病院での勤務期間が勤務すべき期間に満たなかった場合は、貸与を受けた修学資金の金額を勤務すべき期間の月数で除し、これに勤務した月数を控除した月数を乗じて得た金額となります。

(3) 返還期日

返還事由が発生したときは、その翌月から3か月以内に返還額全額を返還しなければなりません。

(4) 延滞利息

正当な理由なく、返還額を返還期日までに返還できなかったときは、返還期日の翌日から返還日までの日数に応じて、返還額について年14.6%の延滞利息を支払わなければなりません。

異動と届出

1 在学中の届出

(1) 定期届出

毎年4月15日までに、学業成績証明書と健康診断書(提出前2か月以内に公的医療機関で受診したもの)を提出してください。

(2) 異動届出

次の事項のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届けてください。

- ① 住所又は氏名を変更したとき
- ② 休学、停学、退学したとき
- ③ 復学したとき
- ④ 修学資金の貸与を受けることを辞退するとき
- ⑤ 看護課程を修了したとき
- ⑥ 連帯保証人の住所又は氏名に変更があったとき
- ⑦ 連帯保証人が変更になったとき

2 その他期間中の届出

- ① 看護師免許の交付を受けたとき
- ② 公立神崎総合病院で勤務できなくなったとき

3 被貸与者が死亡したときは、連帯保証人が直ちにその旨を届けてください。

4 申請・届出・問い合わせ先

公立神崎総合病院 総務課人事担当

〒679-2493 兵庫県神崎郡神河町栗賀町385

TEL: 0790-32-2488 (直)

FAX: 0790-32-2176

E-mail: soumuka1@kanzaki-hp.jp

●申請・届出に必要な書類一覧

内 容	必 要 な 書 類
修学資金の貸与を申請するとき	看護師修学資金貸与申請書（様式第 1 号） 履歴書、 学校の在学証明書、 健康診断書
修学資金貸与が決定したとき	誓約書（様式第 2 号） 連帯保証人の印鑑証明書
定期届出（毎月度 4 月 15 日まで）	学業成績表、 健康診断書、 在学証明書
貸与契約が解除されたとき 貸与契約が満了したとき	修学資金借用総額確認書（様式第 8 号）
返還免除を受けるとき	修学資金返還免除申請書（様式第 14 号） 免除を受けようとする理由を証明することができる書類
返還猶予を受けるとき	修学資金返還猶予申請書（様式第 12 号） 猶予を受けようとする理由を証明することができる書類
本人の氏名・住所が変更したとき	氏名（住所）変更届（様式第 16 号）
学校を休学・停学・退学したとき 及び心身に故障が生じたとき	看護課程履修状況変更届（様式第 17 号） 心身の故障のため、看護課程を修了できなくなった場合は、それを証する書面
復学したとき	修学資金復活申請書（様式第 6 号）
養成課程を修了したとき	看護課程修了届（様式第 18 号） 卒業証明書（卒業を確認できる書類）
看護師免許を取得したとき	看護師免許取得届（様式第 19 号） 看護師免許証の写し
修学資金を辞退するとき	修学資金貸与辞退届（様式第 5 号）
公立神崎総合病院で勤務できなくなったとき	公立神崎総合病院勤務辞退届（様式第 23 号）
保証人の氏名・住所等が変更したとき	連帯保証人異動届（様式第 20 号） 変更理由を証明する書類
保証人を変更したとき	連帯保証人の変更届（様式第 21 号） 連帯保証人の印鑑証明書
本人が死亡したとき	死亡届（様式第 22 号） 死亡診断書又は戸籍（除籍）抄本
修学資金を返還することになったとき	修学資金返還明細書（様式第 9 号）
修学資金の分割返還を申請するとき	修学資金返還方法申請書（様式第 10 号） 分割返還を希望する理由を証する書面